

2023年2月

大阪公立大学大学院理学研究科長期履修に係る取扱要項

■長期履修制度とは

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できる制度です。

■手続きの前に

指導（予定）教員に相談し、指導（予定）教員の承諾を得なければなりません。

■対象者

「職業を有し、就業している者」、「育児、介護等の事情を有する者」、「その他、相当の理由があると研究科長が認める者」で就学時間が制限されているものが対象です。新入生だけでなく在生も申請できます。ただし、最終学年（博士前期課程は2年生、博士後期課程は3年生）在籍者及び標準修業年限を超えて在籍している者は申請できません。

■長期履修期間

在学年限（博士前期課程は4年、博士後期課程は6年）の範囲内で、1年単位（春入学者：4月1日～翌年3月31日、秋入学者：9月24日～翌年9月23日）で長期履修期間を定めることができます。

- ・長期履修期間は学年の途中から開始することはできません。
- ・長期履修期間は、これを延長することができません。
- ・休学期間は、長期履修期間に算入しません。
- ・在学年限内に修了することができなければ退学又は除籍の対象となります。

■授業料

長期履修学生から徴収する授業料の年額は、長期履修期間に限り、授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じた額を長期履修期間の年数で除した額とします。

■申請方法

長期履修の申請は、指導（予定）教員の承諾を得たうえで、春入学者の場合は2月末日までに、秋入学者の場合は8月末日までに次の書類を理学研究科教務担当に提出してください。

- (1) 長期履修願（大学指定の様式）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類（在籍証明書や診断書等）
- (3) 長期履修期間にわたる履修・研究計画書（研究科指定の様式）
- (4) 長期履修に関する指導教員の所見及び同意書（研究科指定の様式）

ただし、前述のとおり、最終学年（博士前期課程は2年生、博士後期課程は3年生）在籍者及び標準修業年限を超えて在籍している者は申請できません。

長期履修の申請があった場合には、理学研究科専攻長会議の意見を聴いて学長が可否を決定します。

■長期履修期間の短縮

長期履修期間中に状況の変化が生じた場合、指導教員の承諾を得たうえで、長期履修期間を短縮することができます。申請があった場合には、理学研究科専攻長会議の意見を聴いて学長が可否を決定します。この場合、短縮することにより生じた授業料の差額を短縮が決定した年度内に納入することになります。申請する場合は、理学研究科教務担当に次の期日までに所定の書類を提出してください。

- (1) 長期履修期間短縮の終期が前期末である場合、当該年度の前期の4月15日まで（当該日が、土日祝の場合は直後の平日とする）
- (2) 長期履修期間短縮の終期が後期末である場合、当該年度の前期の8月31日まで（当該日が、土日祝の場合は直後の平日とする）
- (3) 博士後期課程において、長期履修期間短縮の終期が6月修了を前提とした6月末である場合、当該年度の前期の4月15日まで（当該日が、土日祝の場合は直後の平日とする）
- (4) 博士後期課程において、長期履修期間短縮の終期が12月修了を前提とした12月末である場合、当該年度の前期の8月31日まで（当該日が、土日祝の場合は直後の平日とする）

また、長期履修期間中に申請事由の解消（仕事をしていたが離職した等）があった場合は、長期履修期間を短縮する必要がありますので、速やかに理学研究科教務担当にまで申し出てください。

■その他

- ・長期履修制度は『計画的な履修を認める制度』です。
- ・長期履修制度は、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者（いわゆる留年者）を救済する制度ではありません。
- ・療養、出産等一定の期間履修することができない場合は、長期履修制度ではなく休学の対象となります。
- ・長期履修期間の延長や再申請はできません。
- ・長期履修適用の理由がなくなった場合は、速やかに申し出てください。
- ・申請すれば必ず承認されるということではありません。

■問い合わせ先

理学研究科教務担当

住所：〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138 学生サポートセンター1階

電話：06-6605-2504

Email：kyik-sci@ml.omu.ac.jp